

## 業務継続計画（BCP）の策定について（令和6年4月から義務化）

- ◆ **感染症**や**非常災害**の発生時においても、
  - 利用者に**サービスを継続的に提供**するため
  - 非常時の体制での**早期の業務再開**を図るため業務継続計画を策定し、その計画に従って必要な措置を講じる必要があります。
- ◆ 計画策定後は、**従業者に対し周知**するとともに、定期的に**研修及び訓練**を実施してください。
- ◆ 業務継続計画は**定期的に見直し**を行い、必要に応じて計画の変更を行う必要があります。
- ◆ 業務継続計画が**未策定**の場合や、当該業務継続計画に従い**必要な措置が講じられていない**場合は「**業務継続計画未策定減算**」の対象となります。

Q1:どのような内容を記載すればよいですか？

A1:平常時の備え(人的体制の構築・備蓄品の確保など)、初動体制、緊急時の対応、地域や関係機関との連携 などについて記載してください。

Q2:感染症と非常災害の業務継続計画を一体的に策定してもよいですか？

A2:差し支えありません。

Q3:計画の策定に当たって参考となるものはありますか？

A3:厚生労働省のホームページに動画や作成例が掲載されています。

◀厚生労働省HP▶ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等